

選挙人名簿に登録されている者の移替停止期間について

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査について、公職選挙法施行令第17条の規定に基づき、選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えを次の期間行わない。

令和8年1月16日

一宮市選挙管理委員会

委員長 倉 兼 清 子

移替停止期間

選挙期日が令和8年2月8日の場合

令和8年1月16日から令和8年2月8日までの期間

選挙期日が令和8年2月15日の場合

令和8年1月23日から令和8年2月15日までの期間